

## FOOD &amp; AGRICULTURE NEWSLETTER

2024年5月号（創刊号）

## 食料・農業・農村基本法の改正①

I. はじめに

II. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と課題

III. 今後の農政の在り方（次号以降に続く）

IV. 今後に向けて（次号以降に続く）

森・濱田松本法律事務所

弁護士 代 宗剛

TEL. 03 6266 8526

[munetaka.dai@mhm-global.com](mailto:munetaka.dai@mhm-global.com)

弁護士 田村 哲也

TEL. 03 6213 8114

[tetsuya.tamura@mhm-global.com](mailto:tetsuya.tamura@mhm-global.com)

弁護士 富永 勇樹

TEL. +65 6593 9460

03 5223 7703

[s.yuki.tominaga@mhm-global.com](mailto:s.yuki.tominaga@mhm-global.com)

## I. はじめに

2024年5月29日、食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）の改正案が衆参両院で可決されました。

基本法は、「農政の憲法」とも呼ばれ、農政の基本理念や政策の方向性を示すものです。現行基本法は1999年に制定され、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、これまで農政の基本的な方向性を示す役割を果たしてきました<sup>1</sup>。

しかし、現行基本法の制定から四半世紀が経過し、わが国の食料・農業・農村は、制定時には想定されていなかった、又は想定を超えた情勢の変化や課題に直面しています。このような状況の下、これからの農政の在り方を検証するために、基本法の見直しについて議論が行われ、今般基本法の改正に至りました。

すなわち基本法の改正は、現代における様々な情勢や課題を踏まえ、今後わが国の食料・農業・農村その他の付随する領域がどのようにあるべきかの方向性を示す、数十年に一度の極めて重要な時代の転換点の象徴であると言えます。

本ニュースレターでは、基本法の改正内容及びその考え方の基礎となった2023年9月付食料・農業・農村政策審議会作成に係る答申書（以下「答申書」という。）<sup>2</sup>の概要について、3回に分けて紹介します<sup>3</sup>。

まず、1回目の本ニュースレターにおいては、答申書において記載されている、わが国が置かれた食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と課題について紹介します。

<sup>1</sup> <https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/>

<sup>2</sup> [17siryo-9.pdf \(maff.go.jp\)](#)

<sup>3</sup> 答申書の内容は多岐にわたるため、本ニュースレターではその主なポイントにのみ焦点を当て、全てについて詳細に紹介することは目的としていない点、ご留意下さい。

## FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

### II. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と課題

答申書においては、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化及びこれに対する課題として、主に以下の点が挙げられています。

#### 1. 食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化

現行基本法が制定された当時約 60 億人であった世界人口は、既に 80 億人を突破し、現在も急増が続いています。これに伴い、世界の食料需要が増加する一方、地球温暖化をはじめとする気候変動及びこれに起因する異常気象の頻発により世界各地で局地的な作物の不作が発生することが恒常化しているのみならず、例えばロシアによるウクライナ侵攻により小麦の生産地からの輸出が制限されるといった人為的な供給制限が作出される事態も発生しており、世界的に食料生産・供給が不安定化しています。とりわけ、経済的に豊かな先進国と、貧しい発展途上国の間の配分に関する問題は、途上国における飢餓や国家間の食料安全保障に大きな影響を及ぼしています。

そのため、不測時における食料安全保障体制の在り方を再検討する必要がある他、平時から食料を確保し、国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態をもって食料安全保障体制と捉え、これが達成されるよう対応する必要があると考えられます。

#### 2. わが国の経済的地位の低下、輸入に頼り続けることの困難さ、価格転嫁の困難さ

現行基本法制定当時、わが国の GDP は世界 2 位であったものの、2023 年には世界 4 位に転落し、さらに 2025 年にはインドに抜かれ世界 5 位に低下することが予想されています。これに加え、新興国等における食料・生産資材の輸入量の急増によって食料や生産資材の買付けをめぐる競争が激化しており、これらの世界的な価格高騰や急激な円安の進行によりわが国が世界の食料市場において買い負ける事態が多く見られるようになってきています。これにより、小麦、大豆、飼料作物等を輸入に依存している<sup>4</sup>わが国では安定的に食料を調達することが困難になりつつあります。

一方で、長期にわたる経済成長の停滞・デフレの結果、今日の物価上昇に比して相対的に世帯所得が減少し、個人レベルにおいても経済的理由により十分な食料を入手することができない又は価格を重視して購入する食品を選択する個人が増加しており、より安価な商品（従来は輸入品）をを求める消費行動が定着しています。また、かかる消費行動も踏まえ、事業者が付加価値の向上よりもコストカットによる安売り競争を重視したことにより、サプライチェーン全体で食品価格を上げることを敬遠する

<sup>4</sup> 2022 年度はカロリーベースの食料自給率が 38%となっており、自給率の割合は年々低下又は横ばいとなっています ([https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/012.html](https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/012.html))。

## FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

意識が醸成・固定化され、生産コストの増加を価格に転嫁できず、国内生産者の経営体力や新規投資が伸びていないという問題もあります。

輸入品の価格が急激に高騰しつつある世界情勢を踏まえると、輸入品に依存し続けることのリスクを、短期的には価格上昇を伴うものの、消費者の理解を得て国産品の生産及び消費の増大を図ることにより緩和することが必要であると考えられます。

### 3. わが国の人口の減少・高齢化、それに伴う国内市場の縮小及びコミュニティの衰退

世界人口が急速に増加し、国際的な食料市場は拡大傾向にある一方、わが国は急速な人口減少社会に突入しており、現在の約1億2,400万人から、2056年には1億人を割り、さらに2070年には人口が約8,700万人に減少すると推計されています。また総人口に占める65歳以上人口は、2022年10月1日時点で約29%、2070年には38.7%に達すると推計されています<sup>5</sup>。

これにより、一人あたりの食料需要及びわが国における総食料需要の双方が縮小し、国内の食料市場が縮小することが予想されています。これまでは、あくまで国内需要に応えることを想定していたため、このままでは農業の経済規模が縮小し、将来の事業拡大及び投資の意欲減退につながると考えられます。

一方、単身世帯の増加に伴う加工食品への需要の高まりを踏まえた生産対応の切り替えや、国際的な日本食への関心の高まりを受けた海外市場の開拓の余地が大いに残されています。

また、人口の減少傾向は都市部より農村部において顕著であり<sup>6</sup>、農村部における人口減少・高齢化により、農地の保全・管理、農業生産や農村生活に影響を与える共同活動の実施や農業インフラの保全管理が困難になっていくことも懸念されています。

このような問題に対応するため、農業法人を含む意欲のある担い手への農地の集積・集約化と農業経営基盤強化を進めるとともに、最新の技術を活用して農業全体を従前の労働集約型の産業から転換し、生産性を向上していくことが求められています。

さらに、2024年4月からトラックを含む自動車運転者に時間外労働の上限規制が適用されるいわゆる「2024年問題」が発生しており、トラック輸送に大きく依存する食品流通に支障が生じているとされています。すなわち、トラックドライバー不足により配送能力が低下し、他方でコストが上昇することにより、必要な食品が届かない、また小売店での採算が合わなくなり店舗の閉店が進むために、地域における食料品の購入や飲食に苦勞が生じる「買い物難民」が増加しています。この食品アクセスに関する問題は、特に過疎地において顕著であるものの、都市部においても発生しており、食料流通における全国的な問題となっています。

かかる食品流通上の課題への対応強化のためには、地域の食品製造、流通、小売事

<sup>5</sup> 令和5年版高齢社会白書([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s1s\\_01.pdf](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf))

<sup>6</sup> [https://www.maff.go.jp/j/study/nouson\\_kentokai/attach/pdf/farm-village\\_meeting-146.pdf](https://www.maff.go.jp/j/study/nouson_kentokai/attach/pdf/farm-village_meeting-146.pdf)

## FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

業者による供給体制を整える等の総合的な対応が必要となります。

### 4. 食料供給に持続可能性への配慮が求められるようになったこと

国際的な SDGs（持続可能な開発目標）の考え方の広まりにより、食料・農業分野においても環境に配慮し持続可能性を追求することが求められています。例えば、農業によって水資源が枯渇したり、土壌が劣化するといった環境への悪影響を最小化し、食料供給を生態系サービスの一つと位置付けるという国際的な考え方を踏まえた農業を主流化する必要があります。具体的には、温室効果ガスの排出削減・カーボンニュートラル、生物多様性の喪失防止、及び化学農薬・肥料の使用低減といった取組みが考えられます。また水産資源に関しても、持続性や環境負荷軽減に着目した取組みが求められています。

さらに、SDGs は自然環境に係る課題のみではなく、社会的・経済的な課題への取組みが求められており、例えば奴隷的労働雇用の禁止といった人権に関する問題や、アニマルウェルフェアへの配慮及び食品ロス削減等も意識した持続可能な産業へ転換していくことが必要です。

これらの情勢変化と課題を踏まえて、答申書では様々な提言が行われ、改正基本法でも新たな条文や文言が規定されました。基本法は、今後の政策及び各法令改正の基礎となるため、その改正内容の概要について理解を深めておくことが重要です。

その一助となるべく、本ニュースレターVol.2（6月14日（金）配信予定）及びVol.3（7月1日（月）配信予定）では、答申書における提言及び改正基本法の内容について紹介いたします。

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER では、今後アグリテック・フードテック分野を含む農林水産業・食料システムに関連する動向・アップデートを継続的にお届けする予定です。

## FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

### 文献情報

- 論文 「J-クレジットで財務価値を可視化する食料・農業分野での環境対策と企業活動が果たす役割」
- 掲載誌 旬刊経理情報 No.1709
- 著者 田村 哲也